



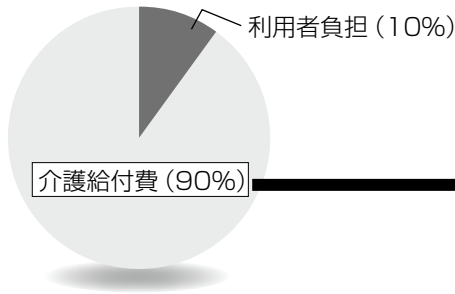
介護サービス費の負担割合と 介護給付費の財源内訳について

介護保険制度は、皆さんが介護や社会的支援を必要とする状態になったとき、自立した日常生活を営むことができるように、介護サービスの提供などを行う制度です。

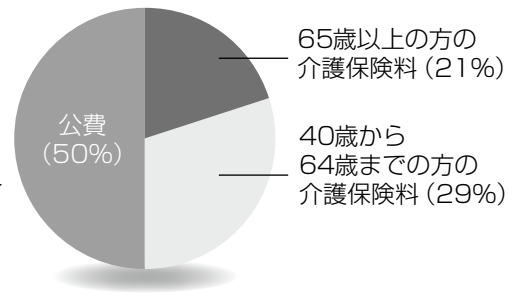
制度を運営するために、介護サービスを利用した方には費用の10%を負担していただき、残りの90%（介護給付費）は、40歳以上の方に納めていただく介護保険料と国・県・町の公費で負担しています。

介護サービス費の負担割合と介護給付費の財源内訳は次のとおりです。

介護サービス費の負担割合



介護給付費の財源内訳



※平成24～26年度までの割合です。

65歳以上の方の保険料の納付方法には、納付書や口座振替で納めていただく「普通徴収」と、年金から天引きさせていただく「特別徴収」の2種類があります。

40歳から64歳までの方の保険料は、健康保険料や国民健康保険税と一体で納めていただいています。



国民健康保険 退職者医療制度について

長年勤めた会社などを退職して国民健康保険に加入した方が、年金を受けるようになったときには、退職者医療制度で医療を受けることになります。

■**対象者**／65歳未満の方で、次の条件のすべてに該当する方とその被扶養者(※)

- ①国民健康保険に加入している方
- ②厚生年金や共済年金などの老齢(退職)年金を受けている方で、これらの年金制度の加入期間が20年以上又は40歳以降に10年以上ある方

※被扶養者とは…退職被保険者(本人)によって生計を維持している同じ世帯の親族(三親等内)で、年間収入が130万円未満(60歳以上及び障がい者の方は180万円未満)の方

退職者医療制度では、医療費の一部が会社等の健康保険からの負担金でまかなわれます。これにより、間接的に皆さんの国民健康保険税の負担軽減が図られることとなりますので、必ず届出をお願いします。

■**届出に必要なもの**

- ①年金証書(加入期間の記載のあるもの)
- ②国民健康保険被保険者証
- ③運転免許証、パスポートなどの本人確認書類
- ④委任状(該当される方と別世帯の方がお越しになる場合)

上記のものをお持ちの上、国保年金担当の窓口にお越しください。

